

【別紙1】参加者リスト

低炭素社会実行計画参加者リスト

電気事業連合会

企業名	事業所名	業種分類	CO2算定排出量※
北海道電力(株)	全事業所が対象	25	2,051万(t-CO2)
東北電力(株)	全事業所が対象	25	4,390万(t-CO2)
東京電力(株)	全事業所が対象	25	12,750万(t-CO2)
中部電力(株)	全事業所が対象	25	6,131万(t-CO2)
北陸電力(株)	全事業所が対象	25	1,785万(t-CO2)
関西電力(株)	全事業所が対象	25	7,029万(t-CO2)
中国電力(株)	全事業所が対象	25	4,104万(t-CO2)
四国電力(株)	全事業所が対象	25	1,816万(t-CO2)
九州電力(株)	全事業所が対象	25	4,860万(t-CO2)
沖縄電力(株)	全事業所が対象	25	614万(t-CO2)
電源開発(株)	全事業所が対象	25	(t-CO2)
日本原子力発電(株)	全事業所が対象	25	(t-CO2)

(注)CO2算定排出量には、温対法に基づき算出した、各社公表済みの調整後CO2排出量を記載

○注意点

・計画参加企業名及び業種分類について記載。

※以下の事業者・事業所については、地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法、平成10年法律第117号)の規定により、行政に報告した「エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素」の算定排出量を記載。

①全ての事業所の原油換算エネルギー使用量合計が1,500kl/年以上となる事業者(省エネ法の特定事業者)

②原油換算エネルギー使用量が1,500kl/年以上となる事業所(省エネ法のエネルギー管理指定工場等)

※温対法の温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度において、非開示とされた事業所においてはCO2算定排出量の記載は不要。

※原油換算エネルギー使用量が1,500kl/年未満の事業所については、事業所名を含め記載不要。

○業界分類

- (1)パルプ (2)紙 (3)板紙 (4)石油化学製品
 (5)アンモニア及びアンモニア誘導品 (6)ソーダ工業品 (7)化学繊維
 (8)石油製品(グリースを除く) (9)セメント (10)板硝子 (11)石灰
 (12)ガラス製品 (13)鉄鋼 (14)銅 (15)鉛 (16)亜鉛
 (17)アルミニウム (18)アルミニウム二次地金 (19)土木建設機械
 (20)金属工作機械及び金属加工機械 (21)電子部品 (22)電子管・半導体素子・集積回路
 (23)電子計算機及び関連装置並びに電子応用装置 (24)自動車及び部品(二輪自動車を含む)
 (25)その他